平成２７年（フ）第４８３号
愛知県西尾市城崎町４丁目26番地
債務者　株式会社いこいの郷ヒューマンスタッフ
代表者代表取締役　髙木　礼治
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月15日午前10時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４８４号
愛知県西尾市城崎町４丁目26番地
債務者　株式会社いこいの郷食品
代表者代表取締役　髙木　礼治
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月15日午前10時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０号
北海道目梨郡羅臼町松法町163番地
債務者　有限会社丸正斎藤水産
代表者代表取締役　齋藤　利一
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍛冶　孝亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月27日午後１時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第１６号
長野県南佐久郡佐久穂町大字平林59番地
債務者　有限会社日向ブロック
代表者代表取締役　日向　剛雄
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森泉　邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月29日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第１３４３号
東京都港区高輪３丁目20―13―203
債務者　駒場　　豊
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渕上　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月10日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３２号
静岡市葵区坂ノ上1534番地
債務者　有限会社ケイ・エス・プリンティング
代表者取締役　勝見　恒利
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月11日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１４０号
栃木県那須烏山市谷浅見1058番地　ライフメイト高徳１番館205号室、前住所栃木県那須烏山市田野倉691番地58
債務者　橋本　幸一
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２号
大分県宇佐市安心院町下毛483番地の１
債務者　加来　耐次
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月22日午後２時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第２９４７号
東京都練馬区豊玉北４丁目14―８―207
債務者　日巻　　誠
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９７４号
東京都足立区千住寿町33―４　１Ｆ
債務者　福嶋　博明
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９７５号
神奈川県横浜市中区新山下１丁目10―８―605
債務者　平野由美子
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９９１号
千葉県茂原市六ツ野3793―９
債務者　西村　慶子（旧姓池座）
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９９２号
東京都八王子市横川町1166―１―210、住民票上の住所東京都八王子市弐分方町787―２
債務者　河村真利子（旧姓礒江）
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９９３号
埼玉県さいたま市桜区栄和４丁目12―16
債務者　中澤　一哉
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３００７号
埼玉県川口市元郷４丁目15―４―105
債務者　戸澤　弘絵
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部